

令和5年度

# 経営事項審査概要説明

この内容は掲載時点のものであり、今後変更となる可能性がありますのでご留意願います。

令和5年6月 三重県県土整備部建設業課



## ■ご説明内容

1. 経営事項審査の主な変更点
2. 経営事項審査申請の概要



# 経営事項審査の主な変更点

## 1. 技術職員に係る加点の変更

「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」  
(令和5年5月施行)に伴う、経審の技術職員に係る加点の変更

## 2. 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」(W1-10)

※令和5年1月1日改正のうち、令和5年8月14日以降を審査基準日とする  
申請で適用となっている項目



# 改正概要

## (1) 技術検定の受検資格の見直し

技術検定合格者の技術力の水準を維持しつつ技術検定制度の合理化を図ることとし、令和6年度以降の受検資格を以下のとおりとする。

- ・1級の第1次検定は、19歳以上(当該年度末時点)であれば受検可能
- ・2級の第1次検定は、17歳以上(当該年度末時点)であれば受検可能(変更なし)
- ・1級及び2級の第2次検定は、第1次検定合格後の一定期間の実務経験で受検可能(なお、令和10年度までの間は、制度改正前の受検資格要件による2次検定受検が可能)



## (2) 一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和

1級の第1次検定合格者を大学指定学科※卒業者と同等とみなし、  
また、2級の第1次検定合格者を高校指定学科※卒業者と同等とみなすこととする。

※指定学科とは、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第1条に掲げる学科をいい、建築学や土木工学に関する学科等がこれに該当します。

## スケジュール

### ① 一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和

⇒令和5年7月1日(土)

### ② 技術検定の受検資格の見直し

⇒令和6年4月1日(月)



○経営事項審査申請における技術職員コード表：  
(令和5年7月1日以降を審査基準日とする申請で使用)

三重県HP「建設業のための広場」

[http://ss140094/KENGYO/HP/m0158300128\\_00001.htm](http://ss140094/KENGYO/HP/m0158300128_00001.htm)

○今回の制度改正に関する詳細：

国土交通省HP

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo13\\_hh\\_000001\\_00176.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00176.html)



## (1)-2 W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(新設)

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、CCUSの活用状況を加点対象とする。

### 審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>日本国内以外の工事</u></li> <li>② <u>建設業法施行令で定める軽微な工事</u></li> <li>③ <u>災害応急工事</u></li> </ul> | } | <p>〔 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事)<br/>         建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事<br/>         〔 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事 〕</p> |
|--|---|--|

### 該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

#### ※直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準API連携認定システム (<https://www.auth.ccus.jp/p/requirements>) により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

| 加点要件  | 評点 |
|---|----|
| 審査対象工事のうち、 <u>民間工事を含む全ての建設工事</u> で該当措置を実施した場合 | 15 |
| 審査対象工事のうち、 <u>全ての公共工事</u> で該当措置を実施した場合        | 10 |

国土交通省HPより  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/content/001397215.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001397215.pdf)

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない



### (1)-3 W1-10の改正時期及び総合評定値算出係数の改正内容

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

○ W1-10に関しては、審査基準日が令和5年8月14日以降である申請について、審査項目に追加する。  
 ※仮に、審査対象期間外に加点要件を満たしている場合であっても、加点評価は実施しない

○ 当該項目追加に合わせて、P点に占めるW点のウェイトが大きく増加するため、各項目間のバランスを維持するべく、総合評定値算出に係る係数を以下のように変更することとする。

| 現行                                       | 施行日(令和5年1月)以降<br>※WLBに関する取組(最大5点)が審査項目に追加 | CCUSの導入状況の審査項目追加後<br>※CCUS導入に関する取組(最大15点)が審査項目に追加                   |
|--|---|---|
| $\frac{1,900}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.32%) | $\frac{1,900}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.59%)  | $\frac{1,750}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.40%)<br>※現行を維持した場合のウェイト: 15.44% |

#### 係数変更による影響例

|          | 2023/3期 |
|----------|---------|
| W点の合計値   | 100     |
| (W)      | 950     |
| (P)への換算値 | 142.5   |

係数の変更 ➔

|          | 2024/3期 |
|----------|---------|
| W点の合計値   | 100     |
| (W)      | 875     |
| (P)への換算値 | 131.25  |

○ W点の変更がなかった場合を仮定 (W点各項目合計100点)

○ 新設されるW1-⑨、⑩による加点がなかった場合には、P点は、約11.25点下がることとなる。

参考 現行のP点(総合点)への換算式  
 (W) = W点項目ごとの合計点数 × 係数1900/200  
 (P) = (X1) × 0.25 + (X2) × 0.15 + (Y) × 0.20 + (Z) × 0.25 + (W) × 0.15

国土交通省HPより  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/content/001397215.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001397215.pdf)



## ■項番54

「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」

⇒様式第6号(誓約書)が必須

※令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用。  
適用日までは必ず「3」(非該当)を記入。

